

亀山市告示第20号

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年2月10日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成27年亀山市告示第135号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（再支給に関する特例）

- 3 住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当及び住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。以下同じ。）の支給を終了した受給者で第5条各号に掲げる支給対象者の要件に該当する者（住居確保給付金を受給して常用就職した後に、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたことにより要件に該当することとなった者を除く。）であって、令和3年2月1日から同年3月31日までの間に住居確保給付金を申請した者については、3月間までの範囲内において住居確保給付金を再支給することができる。
- 4 第23条第2項の規定は、前項の再支給について準用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の附則第3項及び第4項の規定は、令和3年2月1日以後の申請に係る住居確保給付金の支給について適用する。